

女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第17条の規定に基づく、女性の職業選択に資する情報の公表については、以下のとおりです。(首長部局における一般行政職を対象)

情報の公表項目		数値	データの時点
女性職員の採用割合		33.3%	(平成28年度)
採用試験の受験者の女性割合		50.0%	(平成28年度)
職員の女性割合		43.8%	(平成28年4月1日)
男女別の育児休業取得率	男性	0.0%	(平成28年度)
	女性	100%	(平成28年度)
男性の配偶者出産休暇取得率		100%	(平成28年度)
年次休暇取得率		23.0%	(平成28年1月～12月)
管理職の女性割合		33.3%	(平成28年4月1日)
各役職段階の職員の女性割合	本庁係長相当職	37.5%	(平成28年4月1日)
	本庁課長補佐相当職	42.9%	(平成28年4月1日)
	本庁課長相当職	33.3%	(平成28年4月1日)

掲載年月：2017年7月28日